

# 多国籍企業の移転価格税制に対する国際税務戦略

## —知的財産取引に対する残余利益分割法の適用—

野 口 倫 央

知的財産が企業経営において重要性を増している現代において、知的財産をめぐる移転価格問題は多国籍企業にとっては、大きな企業リスクとなっている。そこで本論文では、知的財産取引に係る移転価格の算定に際し、有効であるとされている残余利益分割法に焦点を当て、多国籍企業の国際税務戦略上、残余利益の分割指標として、いかなる指標を用いるべきであるかについて、費用分担契約（CCA）の存在の有無に応じて検討を行った。

検討の結果、CCAが存在する場合には、そこで規定されている費用情報を用いるべきであり、CCAが存在しない場合には、財務諸表において開示されている、研究開発費、人件費、およびマーケティング費用を用いるべきであると結論付けた。制度化されているCCA情報、および財務諸表監査を受けた財務情報を分割指標として用いることは、国際税務戦略において有効であるといえる。

### 1. はじめに

多国籍企業とは、二か国以上にわたり事業、あるいは付加価値活動を管理する企業をいう<sup>(1)</sup>。このような企業は、二か国以上で所得が発生し得るため、移転価格税制の規制を受けることになる。移転価格税制とは、多国籍企業間の取引に対し、課税権の適切な配分を目的とした規制である。この移転価格税制は、関連当事者間取引における取引価格では、適切な課税所得の配分を為し得ることが出来ないという考えのもと、独立企業であれば用いたであろう取引価格により、その関連当事者間取引による価格を修正し、課税所得の配分を行うものである。

移転価格を巡っては、多くの調査および論争が生じているが<sup>(2)</sup>、この問題をより複雑にしているのが無形資産、そのなかでも知的財産に係る取引である。昨今の企業経営において、知的財産に代表される無形資産は、有形資産以上に重要な役割を果たしている<sup>(3)</sup>。政府が公表した『通商白書2004』や『知的財産推進計画2005』においては、知的財産こそが競争力の源泉であり、企業価値を創造するものであるとされている。知的財産は、その唯一無二性に特徴があるため、適正な移転価格の決定が困難である。そのため、多くの移転価格問題が生じている。

これは、一種の企業のリスクである。そのため、多国籍企業は、このリスクを回避するために何らかの国際税務戦略を検討し、対策を採る必要がある<sup>(4)</sup>。このような観点に基づき、本論文では知的財産取引において用いられるべき移転価格の決定方法が残余利益分割法であ

ることを前提とし、その残余利益分割法において重要な役割を持つ残余利益の分割指標として、企業はいかなる指標を用いるべきかについて検討を加える。

本論文は、次のように構成されている。まず、第2節で、知的財産の重要性が増加する中であって、知的財産取引に係る移転価格の決定方法には残余利益分割法が適切であることを確認する。第3節では、その残余利益分割法に内在する問題点を事例を交えて指摘する。第4節では、残余利益分割法を知的財産取引に適用する時に、その分割指標として知的財産の市場評価額を用いることの問題点を指摘した上で、第5節において、分割指標が具備すべき条件を整理する。第6節では、費用分担契約がある場合、第7節では費用分担契約がない場合の分割指標についてそれぞれ検討を行い、第8節で本論文の結論を述べる。

## 2. 知的財産の重要性と知的財産取引に有効な残余利益分割法

経済の中心は、製造業経済から金融商品経済に変化し、さらに、知的財産経済へと変化しつつある。このことは、政府が公表した『通商白書2004』や『知的財産推進計画2005』においても証明されている。これらにおいては、知的財産こそが競争力の源泉であり、企業価値を創造するものであるとされている。

知的財産の重要性は、2000年以降顕著になっており、様々なところで説明されている。たとえば、『通商白書2004』によれば、1978年における有形資産の市場価値総額に占める割合が83%であるのに対して、1998年における有形資産の市場価値総額に占める割合は31%にまで低下しているという<sup>(5)</sup>。このような有形資産の割合の低下は、無形資産の割合の増加を意味する。ここでの無形資産は知的財産と解釈できる。すなわち、知的財産の重要性がわずか20年で大幅に増加しているといえるのである<sup>(6)</sup>。

このように知的財産は、企業経営における重要性を増加させてきた。バルーク・レブはその原因として、以下に示すような経営戦略の変化を挙げている。

それは、取引のグローバル化、広範囲に及ぶ規制緩和、および技術変化による、事実上全てのビジネス・セクターで熾烈化する競争である。この競争は、営利企業に、そのオペレーション・モデルの急激な変化を迫った。こうした変化の多くは、イノベーション、アウト・ソーシング等の社外化を中心として展開される。このような状況にあつて、無形資産はイノベーション、社外化の両者にとって重要な役割を持つ。イノベーションは無形資産への投資によって達成される。社外化は、有形資産をインターネット・ベースの販売チェーンといった無形資産で代用することによって達成される<sup>(7)</sup>。このように、無形資産は、変化により訪れる新時代に対応するために、重要な役割を持っているのである。したがって、競争が激化している現代の企業経営において、無形資産、その中でも知的財産は、競争力の源泉なのである<sup>(8)</sup>。

今日の経済においては、有形資産よりも無形資産の方が、企業価値決定要因となっている<sup>(9)</sup>。レブは、「今日の経済の富と成長は、主として、無形資産からもたらされている。有形資産および金融資産は、急激に平均投資利益率を生み出すのがやつのものになりつつあ

る。驚くほどの利益や競争上の支配的地位、場合によっては一時的独占でさえも、他の種類の資産と無形資産の適切な組み合わせによって達成される」<sup>(10)</sup>とさえ述べている。

このような特徴を有する知的財産の移転価格の算定については、残余利益分割法によるべきであることが判例等からも明らかにされている。わが国の移転価格税制は、租税特別措置法第66条の4第2項において、独立企業間価格の算定方法として、独立価格比準法、再販売価格基準法および原価基準法という基本三法、ならびに租税特別措置法施行令第39条の12第8項において、利益分割法および取引単位営業利益法という第四法を規定している。

知的財産の唯一無二性という性質などから考えると、基本三法を、知的財産取引の際の独立企業間価格の算定に用いることは不適切である。したがって、知的財産取引に係る独立企業間価格の算定は、第四法に依らざるを得ない<sup>(11)</sup>。

第四法に属する独立企業間価格算定方法は、利益分割法と利益比準法に大別される。わが国の租税特別措置法に規定されている第四法は、租税特別措置法施行令第39条の12において具体的に規定されている。そこでは、第四法として、①利益分割法と②取引単位営業利益法とを規定している。現行の法律に基づけば、判例からも明らかなように、知的財産取引に係る独立企業間価格の算定方法としては、利益分割法、その中でも残余利益分割法が妥当と考えられる<sup>(12)</sup>。

### 3. 残余利益分割法の問題点 — GSK社の事案を交えて —

#### 3-1 分割に伴う問題点

残余利益分割法とは、重要な無形資産が存在する場合に用いられ得る利益分割法の一つである。そのため、残余利益分割法は、知的財産取引に係る移転価格税制について検討する場合、中心とすべき独立企業間価格算定方法である。残余利益分割法は、財務省規則セクション1.482-6(c)(3)によれば、以下のようなプロセスで利益を配分する方法である。

##### ① 通常の貢献に対する利益の配分

関連者間取引の各当事者に対して、営業利益のうち、関連事業活動に対する通常の貢献に係る市場利益が配分される。ここにおける通常の貢献とは、市場利益を特定することができる類似の事業活動に従事する非関連者が行う同種または類似の種類の貢献をいう。

##### ② ①の結果生じた残余利益を配分

通常の貢献としては考慮されなかった関連事業活動に対する各当事者の無形資産の貢献の相対的価値に応じて、残余利益を関連当事者間で分割する。

これを図示したのが、図表1である。残余利益分割法には、2つの問題がある。1つ目の問題は、重要な無形資産とは何かということである。この場合、重要な無形資産とは超過収益あるいは超過キャッシュ・インフローをもたらす無形資産をいう。

無形資産には、法律上の権利を表す特許権や借地権などの資産と営業権などの経済上の優

図表1 残余利益分割法による帰属利益プロセス

## (1)合算利益の算出

A国側営業利益	B国側営業利益
---------	---------

## (2)残余利益の算出

A国通常利益	残余利益	B国通常利益
--------	------	--------

## (3)残余利益の分割

A国通常利益	A国残余利益	B国残余利益	B国通常利益
--------	--------	--------	--------

## (4)両国に帰属する利益

A国に帰属する利益	B国に帰属する利益
-----------	-----------

参考：高久隆太，2005「移転価格課税における無形資産の使用により生じた利益の帰属及びその配分」『税務大学校論叢』第49号，p.91をもとに筆者作成。

位性を表す資産がある<sup>(13)</sup>。借地権などの無形資産は、超過収益をもたらす無形資産ではない。しかしながら、本論文が焦点を当てているブランドや特許権などといった無形資産は知的財産であり、知的財産は超過収益や超過キャッシュ・インフローをもたらすものである。したがって、本論文の対象である知的財産は全て重要な無形資産に該当する。

残余利益分割法の2つ目の問題は、残余利益の分割にある。この問題は、2つの問題から構成されている。1つは、合算利益から通常利益を控除した残額が、全て無形資産に帰属するものか否かに関してである。残余利益の中には、無形資産以外に帰属するものも含まれている可能性がある<sup>(14)</sup>。昨今、管理会計の分野では財務会計上資産として扱われないものの、企業の利益創出に貢献するとされるレピュテーションなどが注目を浴びている。これらは、有形資産および無形資産以外に該当すると思われる。しかしながら、この問題は、何を無形資産とするかによって解釈が異なる。無形資産は、有形資産以外であると解釈すれば、問題は生じないと思われる。

いま1つの問題は、いかなる分割指標により残余利益を分割するべきか否かに関してである。図表1の(2)に該当する通常利益の算定方法は、比較的容易に行われる。なぜならば、

通常の資産が有する収益率は、容易に把握可能だからである<sup>(15)</sup>。しかしながら、図表1の(3)に該当する残余利益の分割は非常に困難であり、これこそ、残余利益分割法における中心問題であると同時に多国籍企業が対策を講じなければならない移転価格に関する主要問題である。

### 3-2 GSK社の事案にみる不明確な分割指標

多国籍企業におけるこのような問題点を、より明確にしたのがグラクソ・スミスクライン社 (Glaxo SmithKline Holdings (America) Inc ; 以下「GSK社」という。) における移転価格問題に関する事案である。内国歳入庁 (The Internal Revenue Service; 以下「IRS」とする。) とアメリカGSK社は、非常に高額な移転価格問題を巡って長く論争を続けていた。しかし、両者は、2006年9月11日に、合意に至った。ここでは、その議論が長引いた根拠、すなわち、IRSが、アメリカGSK社に対して行おうとした更正処分に焦点を当てることにより、残余利益分割法において生じ得る問題点を明らかにする<sup>(16)</sup>。

IRSは、アメリカGSK社に対し、以下の点を否認項目とした。

- ① 親会社であるイギリスGSK社からの医療品Zの購入が、独立企業原則に則った取引価格ではなく、高額である。
- ② アメリカGSK社が、イギリスGSK社に対して支払ったロイヤリティが1987年に締結した契約よりも高額である。
- ③ ①および②の結果、イギリスGSK社に支払った対価のうち認められる対価よりも超過する分に相当する金額は、イギリスGSK社への貸付と捉えるべきであり、それに相当する受取利息が計上漏れとなっている。

IRSは、これら3点について、アメリカGSK社に対し、2004年1月に更正通知書を送った。その更正通知書の中で、IRSは、残余利益分割法を用い、アメリカGSK社に帰属する利益の算定を行っている。そこでの特徴は以下の点である。

#### ① 通常利益の算出

合算利益のうち、イギリスGSK社に帰属する通常利益を製造原価に30パーセントのマークアップを上乗せした金額とした。アメリカGSK社には、医薬品製造原価および販売管理費の合計額に17パーセントのマークアップを上乗せした金額を通常利益とした。

#### ② 残余利益の分割

アメリカGSK社に、残余利益のうち75.8パーセントを帰属させ、残りをイギリスGSK社の帰属分とした。

IRSが行おうとした更正処分のこれらの特徴は、2つの問題点を有している。第1の問題点は、通常容易に算出されるとされる、通常利益の算定についてである。アメリカGSK社は、IRSの処分に対して、比較対象データに基づいていないと反論している。しかしながら、IRSは、いかなる根拠をもってアメリカGSK社およびイギリスGSK社の通常利益を算出したかを明らかにしていない<sup>(17)</sup>。

さらに、本論文において取り上げなければならない特筆すべき問題点は、IRSがアメリカGSK社に帰属させた75.8パーセントという分割割合である。この数値の意味するところは、残余利益の創出の大部分が、アメリカGSK社によるものであり、イギリスGSK社はほとんど貢献していないことを意味する。

IRSは、この割合をいかにして算出したか、この割合の基礎にある分割指標は何かに関し、その根拠を明らかにしていないのである<sup>(18)</sup>。このことは、IRSが、アメリカGSK社の利益算定に際して、残余利益分割法を恣意的に用いていたことを示唆するものである。

この事案から、残余利益の分割指標がブラック・ボックスとなっていると解釈できる。これは、GSK社の事案に限ったものではない。残余利益分割法が内在する重大な問題点なのである。次節以降においては、知的財産取引を限定した上で、そのような取引に際して、多国籍企業が採用すべき分割指標は何かについての検討を行う。

## 4. 知的財産の市場評価による分割指標の問題点

### 4-1 残余利益の創出要素と市場評価困難性

残余利益は、価値のある無形資産に帰属する利益であり、関連当事者に帰属する無形資産価値の割合に応じて配分される。わが国の租税特別措置（連結納税関係）基本通達第68条の88(4)-5やアメリカの財務省規則セクション1.482-6(c)(3)によれば、無形資産の相対的価値は、当該無形資産の公正な市場価値を反映する外部の市場の基準によって算定し得るものである<sup>(19)</sup>。

知的財産が、企業経営にとって重要なものとなっている昨今、最も適切な独立企業間利益算定方法は利益分割法であり、中でも残余利益分割法である。しかし、この場合、論点となるのは、前節で述べたように、いかにして残余利益を分割するかである。分割する方法の欠如が、残余利益分割法の欠点である<sup>(20)</sup>。

分割指標の検討に際しては、無形資産の市場価値を評価する必要性が生じるが、ここでの無形資産の価値は一種の指標あるいは基準となるものである。そのため、価値評価額に絶対性あるいは正確性は必要なく、むしろ、相対的価値評価であればよく、公正性があれば問題ない。この場合求められる価値評価額は一種の指標となれさえすれば良いのである。しかし、租税法の分野において、指標となるような無形資産の相対的評価方法は開発されていない。

### 4-2 会計学的評価方法の援用に関する検討

このような租税法の現状に対し、貨幣情報により意思決定に有用な企業の経済事象に関する情報を提供することを主目的とする学問である会計学の分野においては、ブランドや特許権などの知的財産価値を客観的に、すなわち公正に評価する方法が2000年代以降考案されている。さらに、昨今会計基準は国際的収斂、国際的統一の方向に向かっている。そのため、会計的なアプローチを援用することによって、その価値評価方法、ひいては分割指標が国際的に公正性に欠ける可能性は少なく、公正性を保つことができると考えられる。した

がって、残余利益の配分方法に会計学の分野で開発された方法を援用させることは有意義である可能性を秘めている。

会計学とは、経済主体が行う経済活動および経済事象を認識、測定、伝達する行為に関する学問である。従来、会計学の理論的基盤として収益費用アプローチが存在していた。しかし、昨今理論的基盤は収益費用アプローチから資産負債アプローチへと大きく移行した。収益費用アプローチから資産負債アプローチへの移行は、認識範囲の拡大および測定方法の変化をもたらした。特に測定方法に関しては、従来の取得原価に基づく測定から、時価あるいは公正価値に基づく測定へと変化した。

会計学者が中心となった経済産業省ブランド価値評価研究会や知財評価研究会は、それぞれ、ブランド価値評価モデル<sup>(21)</sup>、特許権価値評価モデル<sup>(22)</sup>を開発した。したがって、残余利益の分割に必要とされる相対的価値評価にこれらのモデルを適用することも考えられる。

ブランド価値評価モデルを残余利益分割法に適用することの合理性は、『ブランド価値評価研究会報告書』から説明可能である。この報告書には、このモデルを援用し、残余利益をブランド価値に応じて配分した額は、合理的なブランド使用料の金額として認められるという旨の記述がある。さらに、特許権価値評価モデルを詳説した著書は、残余利益分割法にこのモデルは適用可能であると説明している<sup>(23)</sup>。

しかしながら、これらの評価モデルから算出された評価額を残余利益の分割方法に用いることは合理的ではないと考える。第一の理由は、会計学では様々な知的財産の価値評価アプローチが考案されているとはいえ、全ての知的財産について評価モデルが存在するわけではない。したがって、企業がブランドや特許権以外の知的財産を有する場合に、会計学的評価方法を用いる場合の欠点が存在する。

さらに、これらの価値評価モデルがグローバル・スタンダードとなっていない点も会計学的評価方法の援用における欠点である。これらのモデルは財務データから巧みに超過利益や将来キャッシュ・フローを予測しており、その点で客観的なものであるが、わが国の会計分野においても正式採用はされておらず、国際的にも未だ公認された評価方法とは言い難いからである<sup>(24)</sup>。したがって、国際課税という視点からこの方法を用いることは、多国籍企業の国際税務戦略上、適切ではないと判断せざるを得ない。

## 5. 分割指標が具備すべき条件

分割指標は、本来知的財産の市場評価によるのが原則である。それは、市場評価額が、市場参加者の合意により形成されたものであり、ある程度信頼し得るものであると解釈可能だからである。市場評価の存在を認め難い知的財産の場合には、その代わりとなる分割指標は、いくつかの条件を兼ね備えている必要がある。分割指標として不可欠な条件は、その指標が、残余利益を、信頼性をもって、適切に分割し得るものであるということである。したがって、分割指標の第1条件は、信頼性である。さらに、分割指標は、数値により表示されるものでなければならない。事象を表現する方法には、数値の他にも文章、イラストなどある。しか

しながら、残余利益という一種の数値を分割するには、数値を用いた方が、その分割を容易にするからである。すなわち、分割指標の第2条件は、数値情報である。すなわち、分割指標は、残余利益を分割するに当たり信頼し得る数値情報でなければならない。

本論文では、分割指標として、損益計算書に認識されている費用情報を用いることを提案する。それは、損益計算書上の費用情報は数値情報であり、かつ、独立監査人による監査を受けたものであるため、そのどの関連当事者から生じた費用であるかという発生要因を特定することができ、一定程度の信頼性が担保されているといえるからである。しかしながら、いかなる費用情報を用いるかについては検討を加える必要がある。この検討に際し、知的財産の開発を巡る関連当事者の関係から検討を加える必要があるが、種々なケースが考えられる。本論文では、ケースを限定した上で、それに応じた分割指標を検討する。本論においては、独立企業原則を維持することを前提とした上で、独立企業原則に則った費用分担契約(Cost Contribution Arrangement ; CCA)の有無により知的財産を巡る取引を分類し、移転価格税制の改善方法を模索する。

① CCAが存在するケース

② CCAが存在しないケース

②のケースは、共同開発により知的財産を開発し、親会社の子会社に使用許諾するケースと単独開発により知的財産を開発し、親会社の子会社に使用許諾するケース<sup>(25)</sup>とに細分して検討を行う。

## 6. CCAが存在する場合の分割指標の検討

### 6-1 CCAの意義と有用性

知的財産を共同開発する場合、CCAという契約形態を用いるケースが増加している<sup>(26)</sup>。CCAは、共同研究の一形態をいう<sup>(27)</sup>。

『OECD新移転価格ガイドライン』の第8章は、CCAに様々な種類があるとした上で、CCAの条件が独立企業原則に適合しているかを決定するにあたっての一般的な指針を規定することを目的としている<sup>(28)</sup>。『OECD新移転価格ガイドライン』において、CCAとは、資産・役務・権利の生産または獲得の費用およびリスクを分担し、参加者がこれらの資産・役務・権利に有する利益の性質および程度を決定するため、企業間で合意された枠組を意味する。さらに、各参加者は費用分担契約の成果の実質的な所有者として、使用料あるいはその他の対価を支払うことなく、個別にその成果を利用する資格が与えられる<sup>(29)</sup>。

わが国は、2006年に移転価格事務運営要領(事務運営指針)および連結法人に係る移転価格事務運営要領(事務運営指針)「(以下、両者をまとめて「事務運営指針」とする。)を改正した。わが国の事務運営指針2-14によれば、費用分担契約とは、特定の無形資産を開発する等の共通の目的を有する契約当事者(以下、「参加者」という。)間で、その目的の達成のために必要な活動(以下、「研究開発等の活動」という。)に要する費用を、当該研究開発等の活動から生じる新たな成果によって各参加者において増加すると見込まれる収益また

は減少すると見込まれる費用（以下、「予測便益」という。）の各参加者の予測便益の合計額に対する割合（以下「予測便益割合」という。）によって分担することを取り決め、当該研究開発等の活動から生じる新たな成果の持分を各参加者のそれぞれの分担額に応じて取得することとする契約をいう。

OECDおよびわが国の規定から、CCAは、主に、以下のような特徴を有するものであると言える。

- ① 開発に係る費用を各参加者にもたらされる予測便益の割合に応じて分担する。
- ② 参加者は、開発した資産の所有者となる。

CCAの中心的論点は、いかにして知的財産などに係る研究開発費を配分するかである。配分された費用は、無形資産の持分を取得する権利を得るための対価のような性質を持つ<sup>(30)</sup>。その意味でも、費用の配分はCCAの中心的論点である。

この費用を事務運営指針2-16は、以下の7点に留意し、費用分担額の適否を検討するよう規定している<sup>(31)</sup>。

- ① 研究開発等の活動の範囲が明確に定められており、その内容が具体的かつ詳細に定められているか。
- ② 全ての参加者が直接的に便益を享受することが見込まれているか。
- ③ 各参加者が分担すべき費用の額は、研究開発等の活動に要した費用の合計額を、適正に見積もった予測便益割合に基づいて配分することにより決定されているか。
- ④ 予測便益を直接的に見積もることが困難である場合、予測便益の算定に合理的な基準を用いているか。
- ⑤ 予測便益割合は、その算定の基礎となった基準の変動に応じて見直されているか。
- ⑥ 予測便益割合と実現便益割合とが著しく乖離している場合、各参加者の予測便益の見積りが適正であったか否かについての検討が行われているか。
- ⑦ 新加入または脱退があった場合、それまでの研究開発で形成された無形資産等の価値を評価し、持分の適正な対価の授受が行われているか。

費用分担は、原則として、開発に携わった各参加者が、その開発成果から直接享受すると予測される予測便益割合に基づいて行われる。しかしながら、予測便益の見積りが困難である場合には、売上高、売上総利益、営業利益、製造または販売数量などといった各参加者が成果から得る便益の程度を推測するに足る合理的な基準に基づき、費用を分担することとなる。

このようなCCAは、以下のようなメリットがある<sup>(32)</sup>。

① 経営上のメリット

自己開発に比べ、親会社は開発費用が少額で済む。参加者は、所有者になるため、ロイヤルティの支払いは不要となり、無償で使用できる権利を有する。

② 税務上のメリット

参加者は、知的財産を所有することになるため、それを利用するために支払う使用料の支払いが不要になる。その結果、移転価格課税や源泉課税について課税を免れること

となる。

## 6-2 分割指標としてCCAの利用

知的財産を共同開発し、CCAが存在する場合、本論文では、残余利益の分割指標に、費用分担契約による情報を援用することを提案する。CCAが存在するということは、参加者である親会社A社と子会社B社は、両社とも、共同開発による成果である知的財産Xの所有者となる。

ここで、A社とB社に、残余利益を分割する必要がある。この場合、知的財産の研究開発活動に要し、A社およびB社に分担された費用額を分割指標として用いることが適切であると思われる。なぜならば、費用分担額は、費用分担契約により明確にされており、客観性に優れていると思われるからだ。

CCAにおいて、費用分担額は、原則的に予測便益の割合によるが、ここでは、その予測割合を用いることは出来ない。そもそも、予測便益を予測できるならば、残余利益の分割に費用分担額を用いる必要はないからである。したがって、便益は予測できないということを前提として、この場合において用いられる費用分担額は、予測便益によるものではなく、代替的基準である合理的基準によって導出された分担額となる。

費用分担契約による分担額は、正確なものではなく、予測時と実現時では乖離が生じ得る。その対応策として、契約締結時に予測した予測便益割合と実現便益割合に著しい乖離が生じた場合、契約締結時の見積りが適正であったか否かの検討を行うこととなっている<sup>(33)</sup>。これは一種の定期的調整である。著しい乖離により費用分担契約が見直された場合、残余利益の分割も、それに準じて見直すべきである。

## 7. CCAが存在しない場合の分割指標の検討

### 7-1 財務諸表における費用情報の利用の有用性

本論文では、CCAが存在しない場合において、多国籍企業が用いるべき分割指標には、財務諸表において開示されている費用情報が適切だと結論づける。分割指標は、信頼性ある数値でなければならない。この分割指標が備えるべき条件を満たすのは、財務諸表における費用情報である。財務諸表情報は、独立監査人の監査を受けた信頼性ある数値情報である。さらに、費用とは過去に生じた支出であり、既発生事項であるため、予測が入り込む余地が資産情報よりも少なく、信頼性を有する。次に、財務諸表における費用情報が、分割指標となり得るか否かについて検討を加える。知的財産を創出するには、人件費と研究開発費、広告宣伝費が必要不可欠である。知的財産の価値評価方法としてのコスト・アプローチには、多額のコストをかけても知的財産を形成できないケースもあれば、わずかなコストで形成できるケースもあり、コストと知的財産の対応関係が不明確である。支出された歴史的原価も、支出の見積を行う取替原価も、知的財産とは無関係であるなどタイムギャップおよび相関ギャップが生じるなどの問題点がある<sup>(34)</sup>。

しかしながら、それは独立企業間価格算定上の問題点である。すなわち、コストをもって、知的財産の評価額とすることは不適切であるという考え方から生じる問題点である。このような問題点は、残余利益を分割する際の問題点とはならない。ここで論点としているのは、知的財産の評価額が適切か否かではなく、残余利益の分割指標としていかなる数値を用いるかである。その観点からすると、信頼性ある数値として、費用という財務諸表情報を分割指標として用いることは合理的であり、分割指標としての役割を果たすと考える。

## 7-2 採用すべき費用項目

CCAが存在しない場合における知的財産に係る取引には、次の2つのケースが考えられる。1つは、親会社と子会社が知的財産を共同開発し、親会社がその所有権を有し、子会社にその知的財産を使用許諾するケースである。いま1つのケースは、親会社が単独で知的財産を開発し、それを子会社に使用許諾するケースである。

どちらのケースにおいても共通しているのは、親会社が所有権を有しているという点である。その結果、この場合における知的財産を巡る取引は、ロイヤルティ取引となる。したがって、本来問題となるのは、ロイヤルティ料率である。しかしながら、ロイヤルティ料率が適正か否かの判断には、当然ながら、両社が獲得した利益情報が必要となる。知的財産の場合、獲得利益が有形資産の場合に比し、予測困難でかつ予測をはるかに超えることがあるため、適正なロイヤルティ料率も、単なるパーセントの数字ではなく、獲得金額から検討される必要がある。

どちらのケースにおいても、両者が知的財産に係る取引から利益を得るまでには、研究開発およびマーケティングという段階を踏んでいる。その観点から、CCAが存在しない場合における分割指標は、以下の費用情報から導出することを提案する

- ① 研究開発費
- ② 人件費
- ③ マーケティング費用

親会社が、単独開発した場合、子会社には研究開発費および人件費は存在しない。この場合、マーケティング費用だけを分割指標とすることは、適切な課税権の配分を損なうと考えられる。そのため、単独開発の場合もこれら3つを分割指標として利用するべきである。

これらの費用項目の合計あるいは組み合わせを分割指標とすることはおおまかであり過ぎるかもしれない。しかし、これらを知的財産の形成に要した費用として捉えることに異論はないといえる。これらを用いることの欠点は、以下において検討し、解決への道を探る。

## 7-3 費用情報の分類と事前確認の必要性

CCAが存在しない場合において、上記で提案した費用情報を分割指標とすることにより、分割対象となる残余利益の帰属する知的財産以外の知的財産の形成に要した費用が含まれる可能性もある。しかしながら、これらの問題点は、当該多国籍企業による一定程度の努力により解消され得ると考える。

その解決策として、企業が行うべきは、費用情報の細分である。例えば、A社がXおよびYという2つの特許権の開発を目指していたとする。この場合、どれだけ時間をどちらに充当したか、あるいは、どれだけ投資を行ったかを分類し把握することにより、ある程度、特許権XおよびY情報を細分することが可能であり、分割指標で用いる際、より具体的となり、有用性が増すと考えられる。

さらに、多国籍企業は、この細分化された費用情報を用いて残余利益を分割することに関し、課税庁との事前確認などの手段により合意を前提とすべきであろう。事前確認という手段は、最も確実で、合理的であるからである。事前確認は、リスクを回避する上で有用な手段である。それと同時に透明性を確保できるという利点もある。

分割指標は、必ずしも、残余利益を寸分の狂いもなく正確に分割し得るものではなく、目安である。しかしながら、何を分割指標とするかに関して、恣意性が介入してはならない。したがって、その関連企業に適切な分割指標を、国税庁やIRSなどといった課税当局と事前確認により、明確にするべきである。この場合、分割指標は、すでに記述したように、財務諸表情報でなければならない。事前確認と財務諸表情報の利用により、その分割指標は透明性および信頼性あるものとなり得る。しかしながら、この点については、国税庁など課税庁なども、一定程度の努力が必要である。それは、事前確認の短縮化である。

## 8. むすびにかえて

本論文では、知的財産取引に最も適した移転価格の算定を巡って、多国籍企業が採るべき国際税務戦略について検討を行った。具体的には、知的財産取引に係る移転価格の算定に際し、有効であるとされている残余利益分割法に焦点を当て、残余利益を分割する際の指標としては何が適切であるかについて検討を行った。

昨今知的財産は企業経営において重要な経営資源となっており、クロス・ボーダーに取引が行われている。このような現状において知的財産の移転価格問題は、従来にも増して検討すべき喫緊の課題であるためである。知的財産に関する移転価格問題は、多国籍企業が検討すべき国際税務上の重要な問題となっている。そこでこのような検討を行った。

本論文では、CCAの存在の有無に応じて、分割指標について検討を行った。まず、CCAが存在する場合には、CCAによる費用情報を用いるべきと結論付けた。それは、CCAにより客観性が担保されているからである。一方、CCAが存在しない場合には、財務諸表において開示されている、研究開発費、人件費、マーケティング費用を用いることを提案した。これらの費用は、残余利益の創出に貢献している知的財産の研究開発およびマーケティングに関連するものであり、知的財産が利益を創出する上で、欠かせない費用である。かつ、CCAは制度化されているため、および財務諸表情報は、監査を受けており、信頼性、公平性があるため、分割指標としての資格を有するのである。

本論文では、多国籍企業が残余利益分割法を用いる際に、採用すべき分割指標を一つに限定することが出来なかった。これは課税権配分の操作可能性の余地を残すことになるが、そ

の一方で、より実態に即した残余利益の分割を達成するためには、分割指標を一つに限定する必要がないと考えたためである。しかしながら、本論文で提案した分割指標には恣意性を排除し切れなかった部分も存在し得る。この恣意性を出来る限り排除するために、用いるべき分割指標を事前確認により明確にし、分割指標の事前確認の事前確認を要求した。それは、恣意性を排除する上で、有用と考えたからである。

GSK社の事案からも読み取れるように、移転価格に関する問題は、多国籍企業にとっても、課税当局にとっても、難解であり、かつ、金額的にも莫大で、解決に長期間を要する重大な問題である。知的財産という無形の価値を巡る取引は今後増加するのは間違いない。それに伴い、税務上も多くの問題を招き、残余利益分割法も、批判に晒される可能性がある。今後、経営学、租税法、会計学といった学際的な研究の発展が必要となる。

- (1) Jones, Geoffrey, 2005, *Multinationals and Global Capitalism: From the Nineteenth to the Twenty-first Century*, Oxford University Press, p.5. (安室憲一・梅野巨利訳, 2007『国際経営講義—多国籍企業とグローバル資本主義』有斐閣.)
- (2) 最近のわが国の移転価格税制をめぐる代表的な事案が武田薬品工業の事例である。武田薬品工業は、2006年6月に、大阪国税局の税務調査の結果、1,223億円の所得漏れを指摘され、571億円を追徴課税された。しかしながら、武田薬品工業は大阪国税局に異議申し立てを行い、2012年4月には、更正された所得金額1,223億円のうち、977億円を取り消す異議決定書を受領している。さらに、残りの部分についても、取り消しを求め、2012年5月に武田薬品工業は、大阪国税不服審判所に審査請求書を提出している。
- (3) 岩崎政明, 2005「無形固定資産と税制」『税研』第20巻5号, p.13.
- (4) 移転価格税制に係る国際税務戦略の重要性は、次の文献においても示されている。宇都宮浩一, 2009「企業と国籍—企業の多国籍化と課税管轄権—」『立命館経営学』(立命館大学)第48巻第4号, p.81.
- (5) 経済産業省, 2004『通商白書2004』経済産業省, p.60.
- (6) 『同白書』, 脚注1.
- (7) Lev, Baruch, 2001, *Intangibles : Management, Measurement, and Reporting*, The Brookings Institution Press, p.17. (広瀬義州・桜井久勝監訳, 2002『ブランドの経営と会計—インタンジブルズ—』東洋経済新報社, pp.20-21.)
- (8) 廣本敏郎, 2003「ブランド・マネジメント・モデル」知的財産総合研究所編『ブランドの考え方』中央経済社, p.181.
- (9) 経済産業省企業法制研究会, 2002『ブランド価値評価研究会報告書』経済産業省, p.6.
- (10) Lev, Baruch, 2001, *Intangibles : Management, Measurement, and Reporting*, The Brookings Institution Press, p.1. (広瀬義州・桜井久勝監訳, 2002『ブランドの経営と会計—インタンジブルズ—』東洋経済新報社, p.3.)
- (11) 駒宮史博, 1997「無形資産取引に係る移転価格課税上の問題について」『税研』第12巻72号, p.34.
- (12) 残余利益分割法を支持する判例としては、2010年1月におけるTDK社の国税不服審判所裁決を挙げることができる。  
21世紀政策研究所, 2010『わが国企業を巡る国際租税制度の現状と課題』(中間報告) p.21.
- (13) 広瀬義州, 2003『財務会計(第4版)』中央経済社, p.253.
- (14) 八田陽子氏の発言である。  
パネル・ディスカッション, 2006「日本企業の海外進出と移転価格税制(無形資産篇)」『国際税務』26巻10号, pp.13-14.

- (15) 川端康之, 2006「移転価格税制—独立企業間価格の算定方法」村井正編『教材国際租税法(新版)』慈学社, p.193.
- (16) アメリカGSK社に対するこの移転価格課税に関する事案に関しては, IRSとアメリカGSK社との合意により解決をみた。そのため, 入手できる資料は極めて少ない。ここでは, 以下を参考にした。  
 GSK社のホームページ (<http://www.gsk.com/>, 2012/11/30).  
 IRSのホームページ (<http://www.irs.gov/>, 2012/11/30).  
 望月文夫, 2006「グラクソ・スミスクライン事件の全容—IRSによる史上最高額の移転価格課税事案の解決—」『国際税務』第26巻11号, pp.26-35.
- (17) 以下において, 30パーセントとすることの問題点が具体的に説明されている。  
 望月文夫「前掲論文」32-33頁.
- (18) 「同論文」26-35頁.
- (19) 無形資産を評価することが出来ない場合における相対的価値は, 無形資産の開発および付随する改善および更新に係る費用を資産化し, 各々の無形資産の耐用年数に基づく適切な償却額を控除することによって見積もることができるとされている。
- (20) 高久隆太, 2005「移転価格課税における無形資産の使用により生じた利益の帰属及びその配分」『税務大学校論叢』第49号, p.92.
- (21) このモデルを数式に表すと以下のようなになる。

$$BV = f(PD, LD, ED, r) = \frac{PD}{r} \times LD \times ED$$

$$= \frac{\left[ \frac{1}{5} \sum_{i=4}^0 \left\{ \left( \frac{S_i}{C_i} - \frac{S_i^*}{C_i^*} \right) \times \frac{A_i}{OE_i} \right\} \times C_0 \right]}{r} \times \frac{\mu_c - \sigma_c}{\mu_c}$$

$$\times \frac{1}{2} \left\{ \frac{1}{2} \sum_{i=1}^0 \left( \frac{SO_i - SO_{i-1}}{SO_{i-1}} \right) + \frac{1}{2} \sum_{i=1}^0 \left( \frac{SX_i - SX_{i-1}}{SX_{i-1}} + 1 \right) \right\}$$

S: 当社売上高                      S\*: 基準企業売上高                      A: 広告宣伝費  
 C: 当社売上原価                      C\*: 基準売上原価                      OE: 営業費用  
 $\mu_c$ : 売上原価5期平均                       $\sigma_c$ : 売上原価標準偏差                      SO: 海外売上高  
 SX: 非本業セグメント売上高

- (22) 広瀬義州編, 2006『特許権価値評価モデル』中央経済社, pp.56-57. このモデルを数式に表すと以下のようなになる。

$$PatV = MV + RV$$

$$= MV(CGD, PD, r) + RV(RD, PD, r)$$

$$= OP \times OPAC(CGDS) \times \frac{\sum_{t=4}^0 R \& D_t}{\sum_{t=4}^0 OE_t} \times \frac{1}{n} \times \sum_{T=1}^{PD(PDS)} \frac{1}{(1+r)^T}$$

$$+ \sum_{i=1}^I \sum_{j=1}^J (R_{ij} \times \frac{RDS_{ij}}{15}) \times \sum_{T=1}^{PD(PDS)} \frac{1}{(1+r)^T}$$

PatV: 特許権価値評価額  
 MV: 自社実施による特許権の独占的事業価値  
 RV: 他社実施による特許権収入価値  
 CGD: キャッシュ・ジェネレーション・ドライバー

PD：プロテクション・ドライバー  
 RD：特許群Aのロイヤルティ・ドライバー  
 OP：前期税引後営業利益 OPAC：営業利益調整係数  
 CGDS：キャッシュ・ジェネレーション・ドライバー・スコア  
 R&D：実際研究開発支出 OE：営業費用  
 n：特許製品の技術要素の総数  
 PDS：プロテクション・ドライバー・スコア  
 $R_{ij}$ ：対象特許群Aの第i契約における第j構成特許権のロイヤルティ  
 $RDS_{ij}$ ： $R_{ij}$ のロイヤルティ・ドライバー・スコア  
 r：リスクフリーレート

- (23) 『同書』 p.114.
- (24) これらの価値評価モデルがグローバル・スタンダードとなっていない理由については、将来キャッシュ・フローの見積りが困難なことや、その見積りに恣意性が介入などが挙げられる。しかしながら、ここでは、その理由については検討の埒外とする。
- (25) 前章で検討した、GSK社の事案はこのケースに属する。
- (26) 上野嘉一、2006『『移転価格事務運営要領（事務運営指針）』および『連結法人に係る移転価格事務運営要領（事務運営指針）』の改正について』『国際税務』第26巻6号、p.31。  
 三田村仁、2005「費用分担契約（CCA）に関する一考察」『税務大学校論叢』第49号、p.172.
- (27) 三田村仁「前掲論文」p.185.
- (28) Organization for Economic Co-operation and Development (OECD), 1995, *Transfer Pricing Guidelines for Multinational Enterprises and Tax Administrations*, OECD, par. 8.1. (訳は、岡田至康監修、1998『OECD移転価格ガイドライン「多国籍企業と税務当局のための移転価格算定に関する指針」』日本租税研究協会.)
- (29) *Ibid.*, par. 8.3.
- (30) 上野嘉一「前掲論文」p.37.
- (31) 事務運営指針のほか、以下を参考にした。  
 「同論文」pp.31-49.
- (32) 三田村仁「前掲論文」p.186.
- (33) アメリカには20%のセーフハーバーがある。
- (34) 経済産業省企業法制研究会『前掲報告書』p.39.

